

「新型コロナウイルス感染症」と診断されたら ～保健所からの連絡や療養について～

東大阪市保健所 2022. 2

1. 「新型コロナウイルス感染症」と診断されたら

☆東大阪市ウェブサイト「新型コロナウイルスに関するお知らせ」の「新型コロナ陽性者の方へ」「濃厚接触の可能性のある方へ」を必ずご覧ください。療養中に症状が悪化したときの連絡先、自宅療養者への診療を行う医療機関などの療養に関する情報を掲載しています。

☆年齢にかかわらず療養中に症状が悪化した場合は、下記にご相談ください。

「大阪府自宅待機 SOS」 ☎0570-055-221（24時間受付）

「東大阪市新型コロナ受診相談センター」 ☎072-963-9393（24時間受付）

2. 療養について

**保健所から連絡がある方**

①65歳以上の方

②65歳未満の方のうち、重症化リスク因子★<sup>1</sup>を複数持つ方

★<sup>1</sup>重症化リスク因子：ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみのも含む）、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満（BMI30以上）、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全

③妊娠している方

☆重症化リスクのない65歳未満の方は、自宅療養となります。

保健所からの連絡はありませんので、療養に関する情報は、東大阪市ウェブサイトからご確認ください。

「宿泊療養」をご希望の方は「大阪府自宅待機 SOS」 ☎0570-055-221 へお電話ください。

3. 療養期間（就業制限期間）について

☆「有症状者」の療養期間は、発症日（症状が出現した日）を0日目とした10日間です。症状が軽快して72時間（3日）以上経過していれば11日目から就業・登校が可能となります。

症状が続いている場合は療養期間を延長することがありますので、保健所にご連絡ください。

☆「無症状者」の療養期間は、検体採取日を0日目とした7日間です。

ただし、検体採取後に症状が出た場合は、発症日（症状が出現した日）を0日目とした10日間です。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
(例) 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
【有症状者】 発症日	療養期間(10日間)							症状軽快	最終日		就業可能
【無症状者】 検体採取日	療養期間(7日間)						最終日	就業可能			

☆療養終了時に、陰性確認のための検査は行いません（医学的に不要）。

※感染状況等により内容を変更する場合があります。最新情報は東大阪市ウェブサイトをご確認ください。